

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく 立入調査等運用綱領

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）及び境港市（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づいて実施する立入調査及び措置要求の運用に当たって、次のとおり了解するものとする。

1 目的

本綱領は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保のため、安全協定に基づく立入調査及び措置要求を適正かつ円滑に行使することを目的とする。

2 立入調査

- (1) 甲が安全協定第 11 条に基づく立入調査を行う際は、乙及び丙もこれに同行して立ち入り確認するものとする。
- (2) 乙及び丙が、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱第 8 条に基づき、中国電力株式会社に対して直接意見を提出する場合は、事前に甲に連絡するものとする。

3 適切な措置の要求

- (1) 安全協定第 12 条に基づく措置要求は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合において、甲が乙及び丙に意見聴取の上、実施するものとする。
- (2) 措置要求の内容は、甲が乙及び丙の意見を踏まえ、決定するものとする。
- (3) 措置要求の実施及び内容について、甲、乙及び丙の意見が異なる場合は、甲、乙及び丙が協議を行い、甲は乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 甲の措置要求に対する中国電力株式会社の処置方針について、甲は、乙及び丙に連絡するものとする。

4 その他

この綱領に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この綱領締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和4年4月28日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 伊 達 憲 太 郎